

第 3 次男女共同参画基本計画に関する
施策の評価等について
(第 1 3 分野) (各府省作成資料)

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

1 主な施策の取組状況

女子差別撤廃条約を紹介するために作成した DVD をホームページ上で動画公開したり、平成 24 年に実施した「メディアの役割に関するシンポジウム」、広報誌「共同参画」の企画（トップインタビュー）を行った。これらを通じてメディアにおける男女共同参画への理解及び趣旨に沿った取組を促したりすること等により、女子差別撤廃条約等の国際規範や女子差別撤廃委員会が勧告している固定的性別役割分担意識に基づく男女像に関する表現の是正等、我が国のメディアの課題についてメディア及び国民各層に周知した。

2 取組結果に対する評価

DVD は簡単に閲覧することができるよう HP のアクセシビリティに配慮している。平成 24 年の「メディアの役割に関するシンポジウム」での参加者アンケートでは「良かった」「とても良かった」の評価が7割を超えた。

3 今後の方向性、検討課題等

メディア業界の自主的な取組を踏まえつつ、またインターネットなど新しいメディアの成長など環境の変化に注目しながら、メディアにおける女性の人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

1 主な施策の取組状況

②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。

また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して地域の環境浄化を図るための広報・啓発活動を推進している。

・性・暴力表現等の有害情報に対する規制状況や、関係事業者等による自主規制等について調査研究を行い、その結果を情報提供して、地域における自主規制等の取組を推進している。

2 取組結果に対する評価

②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度や、関係機関・団体と連携した地域の環境浄化を図るための広報・啓発活動、さらに、地域における自主規制等の取組が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

②性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。

また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」や「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して地域の環境浄化を図るための広報・啓発活動を引き続き推進する。

・性・暴力表現等の有害情報に対する規制状況や、関係事業者等による自主規制等について調査研究を行い、その結果を情報提供して、地域における自主規制等の取組を引き続き推進する。

4 参考データ、関連政策評価等

○都道府県条例等掲載ホームページ

○「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の概要等

○諸外国における有害環境への法規制及び非行防止対策等に関する実態調査研究報告書（表紙及び概要のみ）

都道府県青少年条例制定状況及び 青少年有害図書等指定状況調査・公表

ログイン



内閣府では、各都道府県が制定している青少年育成条例等の現況の調査・公表や、同条例に基づいて、青少年の育成にとって有害とされた図書類等の調査をおこなっております。

また、青少年の育成のための取組について、調査・公表を実施しております。

都道府県における 青少年育成条例・規則等の制定状況

[各都道府県で制定している青少年育成条例や施行規則、関係条例を掲載しております。](#)

都道府県における 青少年有害指定状況の現況



[各都道府県で、青少年育成のための取組の一環としての、有害図書類等の指定状況を掲載しております。](#)

都道府県の取り組み



[各都道府県における、青少年育成のための諸々の取組について、掲載しております。](#)

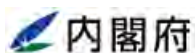
リンク集



[関係省庁・自治体や諸団体における、青少年育成に関するウェブページのリンク集です。](#)

青少年育成条例担当者変更の際は
新担当者の役職、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号をメールにてお知らせ願います。

[ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)

電話:03-5253-2111

Copyright©2014 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■ 2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体(青少年育成関係団体 等)
・協賛団体	59 団体(業界団体、業界自主規制団体 等)

■ 3 重点課題

■ 重点課題 1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

■ 重点課題 2 有害環境への適切な対応

■ 重点課題 3 薬物乱用対策の推進

■ 重点課題 4 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■ 重点課題 5 再非行(犯罪)の防止

■ 重点課題 6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

■ 重点課題 7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

青少年のインターネット利用環境づくり フォーラム

平成26年6月

内閣府

26年度事業の概要

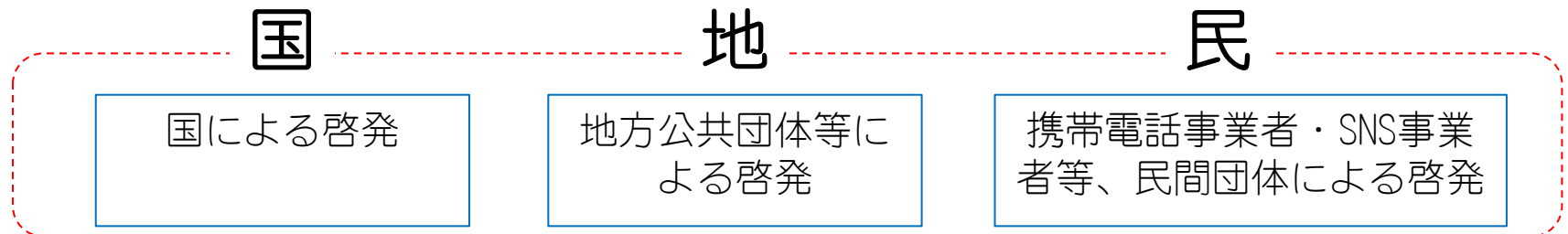
事業概要：地域における青少年のインターネット環境整備に係る各種取組を支援するため、全国を6ブロックに分けて、教職員・保護者等の地方で活躍するキーパーソンを対象とするフォーラムを開催する。

開会時期：平成26年8月～12月

開催箇所：全国6カ所

参加人数：各ブロック200～300名（予定）※各ブロックの状況により変更

開催内容：青少年のインターネット利用環境は、近年スマートフォンやタブレット等に代表される新しい機器の登場等により著しく変化しており、青少年及び保護者等が安全に利用できるよう早急な対策が必要。そのため、国・地方公共団体・民間団体が一体となって、関係機関・団体の取組を支援するフォーラムを開催。



26年度開催ブロック及び開催地

平成26年8月～26年12月までに全国6カ所で実施。

北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
山梨県、

東海・北陸・信越ブロック：新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、
静岡県、愛知県、三重県

近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、
高知県

九州・沖縄ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

26年度実施スケジュール

日 程	開 催 地	会場
8月6日(水)	徳島県 (徳島市)	とくぎんトモニプラザ
10月8日(水)	佐賀県 (佐賀市)	アバンセ佐賀県立生涯 学習センター
11月14日(金)	神奈川県 (横浜市)	横浜情報文化センター
11月28日(金)	兵庫県 (神戸市)	神戸クリスタルホール
12月5日(金)	新潟県 (三条市)	燕三条地場産業振興センター リサーチコア
12月12日(金)	秋田県 (秋田市)	県生涯学習センター

諸外国における有害環境への法規制
及び非行防止対策等に関する実態調査研究

報告書

平成 26 年 2 月

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

調査の概要

内閣府では平成 13 年度において、諸外国における（アメリカ、イギリス、ドイツ）有害環境への規制に関する調査研究を行った。本年度の調査はこの調査を更新するものである。

【法規制と実行体制】

表 A に法規制・制度に関する分野別の前回調査の更新を示す。また、表 B にはこれまでの青少年保護に関する関連法規と政策の変遷をまとめる。3 ヶ国の法規制へのアプローチを端的に比較すると、アメリカ・イギリスは比較的きめ細かく法体系を整備し、児童ポルノを中心に青少年保護を目的とした有害情報対策として法規制の整備を行っていることである。一方、ドイツは青少年保護の観点から、独立した法体系を整備し、有害情報対策を講じていることが特徴である。

アメリカ、イギリスは法整備の実行のために、各法執行機関間の連携が進められている。この一環として、アメリカとイギリスは 2013 年 12 月に共同によるタスクフォースの設立を発表している。

アメリカでは、歴史的に、憲法上「言論の自由」の立場がとられていることから、直接的に政府がコンテンツを制作することを規制したり、違法有害情報へのインターネット上の削除等の対応を義務付ける法令はなく自主規制を原則とする。この自主規制は連邦通信委員会からの要請を契機としつつも自主的な取り組みが強調され政府機関の関与は限られている。

イギリスにおいても、違法有害情報への削除等の対応を義務付ける法令は存在しない。青少年保護を目的に制定された法律の原則が遵守されるよう政府が民間を指導する。しかしながら、サービスプロバイダーの責任を制限する法律が施行されている。これは、イギリスではフィルタリングの枠組みとその運用指針を定めた自主規制原則自体が英国情報通信庁との協議により策定されており、監視を行う機関も準政府機関であり比較的強度の政府介入が行われている。2013 年 7 月、キャメロン首相はコンピュータやスマートフォンなどからインターネットに接続する際、初期設定でアダルトサイトへのアクセスを制限する計画を発表し、これを受け、グーグル等は具体的な対策を講じた。

ドイツでは、2003 年に青少年保護法制の大幅な改正が行われ、コンピュータゲームとインターネットに関する規制が大幅に強化され、青少年メディア保護の向上に向けた法的整備がなされた（2008 年 10 月 31 日に最終改正）。青少年メディア保護州際協定も同日施行された。また、連邦法である本法律と州法である「テレメディア州際協定」が設けられ、イ

インターネットを含むメディア上の有害情報を規制する。「青少年に極めて有害なメディア」の定義を拡大し、「全編を支配する自己目的な残酷な暴力描写」が加わった。有害なメディアの例示に、暴力描写を自己目的としているもの及び自力制裁を進めているものも加わっている。

イギリス、ドイツとも、EU加盟国として、EUが2011年12月17日に施行された「児童の性的虐待及び制的搾取並びに児童ポルノの対策に関する指令」により、2013年12月18日までにこれに適合した国内法を定める義務が生じている（本調査時点では両国とも国内法が定められているかは確認できなかった）。

【規制に対する世論】

青少年に対する有害情報規制への世論については、アメリカは青少年を有害環境から守るために厳しい取り締まりが必要だとすることを基本姿勢としながらも、言論の自由を原則とする連邦法に軸足を置く立場もある。具体的にはオンライン上の言論を刑法で罰する法案が起草されたものの廃案になった事例もある。

イギリスは、インターネットの安全に関する団体が単に、オンラインブロックングに限定せず、幅広く子どもとインターネットの付き合い方を政府に提言している。一方、子どもの責任は保護者にあるという考えの下、フィルタリングを一種の「検閲」として反対するものも存在する。

ドイツは、政府が行ったアンケート調査で91%が児童ポルノの遮断を歓迎する。一方、インターネットサービスプロバイダーに児童ポルノサイトのブロックングを義務付ける内容を盛り込んだ法案に各界は反対運動を起こし、結局、この法案は施行されたものの後に廃案になっている。反対団体は児童の性的搾取は「検閲」ではなく、より実効的な取組が必要であるとしている。

【自主規制】

アメリカでは実務上は、政府が民間企業や業界団体と協力することで民間主導の自主規制を促す。イギリスは、近年、EU及びイギリスの情報通信政策全般において重要視される「共同規制」の概念が存在する。法制度と民間による自主的取組を組み合わせた対応となっている。ドイツは、マルチメディアサービスプロバイダーが自主規制協회를立ち上げメディア教育を進めているが、政府が「連邦青少年メディア審査会」を設立するなど、政府主導の取組が推進されている。

表 A : 前回調査の更新 (その 1)

分野	アメリカ	イギリス	ドイツ
出版	・児童オンラインプライバシー保護法の改正 (2012 年) ・児童ポルノ規制 (合衆国法典 18 編 2252 条、2256 条) ・職業ジャーナリスト協会による自主規制 ・児童ポルノ禁止法 (Protect Act of 2003)	・児童ポルノの禁止 (1978 年児童保護法 1 条、2 条、6 条、7 条) ・児童のいかがわしい写真保持についての罰則 ・わいせつ出版物法 (1959 年/1964 年) ・刑事司法法 (1988 年) ・2003 年性犯罪法 ・2009 年検死官及び刑事司法改革法	・刑法 130 条、131 条、184 条 (2005 年改正) ・青少年に有害な文書の頒布に関する法律 (2008 年)
映画	・児童ポルノ規制 (合衆国法典 18 編 2252 条、2256 条) ・米国 50 州のうち 36 州は独自の州法 (児童エンタテインメント法) を設定	・コンテンツの事前格付 (1984 年ビデオ・レコーディング法)	・青少年保護法 3 条、11 条、12 条、14 条、15 条、18 条 (2003 年施行、2008 年改正) ・映画自主規制組織 (FSK) ・公共の場所における青少年を保護するための法律 (2001 年改正)
ビデオ	・児童ポルノ規制 (合衆国法典 18 編 2252 条、2256 条) ・エンターテインメントソフトウェアレイティング委員会によるレイティング審査	・コンテンツの事前格付 (1984 年ビデオ・レコーディング法)	・青少年保護法 12 条、13 条 (2003 年施行、2008 年改正) ・エンターテインメントソフトウェア自主規制機関 (USK) ・青少年に有害な文書の頒布に関する法律

表 A : 前回調査の更新 (その 2)

分野	アメリカ	イギリス	ドイツ
放送	・電気通信法改正法 (504 編、505 編、551 編) ・児童テレビプログラム (47 CFR 73.4050) ・合衆国法典 18 編 1464 条の施行 (47 CFR 73.3999) ・Child Safe Viewing Act (2008 年)	・2003 年通信法による番組基準: 放送事業者が遵守すべき番組制作の基準 (OFCOM 策定)。「青少年保護」「犯罪行為を誘発する番組の禁止」「公平性の確保」「正確性の確保」等の規定	・放送に関する州際協定 3 条、7 条、49 条 (2003 年) ・刑法 184 条 ・青少年保護法 (2003 年施行、2008 年改正) ・テレビ自主規制機関 (FSF) ・テレメディア法改正 (2007 年)
通 信 (インターネットを含む)	・1996 年児童ポルノ防止法 ・1996 年通信品位法 ・児童インターネット保護法 ・2006 年アダム・ウォルシュ児童安全法 ・児童オンラインプライバシー保護法の改正 (2012 年) ・通信児童ポルノ通法規制 (合衆国憲法 42 編 13032 条)	・ペアレントポートの開設 (2011 年) ・サービスプロバイダーの責任制限 (電子商取引施行規則 2002 : 17 節~22 節) ・ビデオ記録 (ラベリング) 規制 (2012 年)	・青少年メディア保護州際協定 (2003 年) ・刑法 184 条 ・青少年保護法 (2003 年施行、2008 年改正) ・マルチメディアサービスプロバイダー自主規制 (FSM) ・マルチメディア法改正 (2007 年) ・通信サービスの利用に関する法律 (通信サービス法) 第 8 条第 2 項
青少年保護に関する法改正・組織	・児童オンラインプライバシー保護法の改正 (2012 年) ・21 世紀の児童保護法 (2011 年改訂)	・2003 年性犯罪法 ・児童保護法の改正 (2008 年) ・EU 指令による児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策法 (2013 年予定)	・青少年保護法改正 (2008 年) ・連邦青少年有害メディア審査会 (BPjM) ・EU 指令による児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策法 (2013 年予定)

表 B：青少年保護に関する関連法制と政策の変遷

アメリカ	イギリス	ドイツ
・1984 年児童保護法（適用年齢 18 歳に引き上げ、わいせつ性・営利性排除） ・1986 年児童性的虐待ポルノ法（広告制作禁止） ・1988 年児童保護及びわいせつ強制執行法（コンピュータ利用による政策・頒布等禁止） ・1990 年児童保護復旧及び刑事強化法（3 つ以上の単純所持禁止）	・1978 年児童保護法（児童ポルノの規制、94 年刑事司法及び公共秩序法により電子的データ形式での写真を含む。擬似ポルノも規制） ・1984 年ビデオ・レコーディング法（コンテンツの事前格付け） ・1988 年刑事司法（児童ポルノ、擬似ポルノの単純所持違法） ・1994 年刑事司法及び公共秩序法（わいせつ描写物の電氣的伝送を違法化） ・1995 年、1964 年わいせつ物出版法	・1950 年代旧青少年保護法、有害文書法及び放送州際協定 ・1993 年刑法改正（児童ポルノの禁止）

・1996 年児童ポルノ防止法（児童ポルノ類似物禁止。2002 年違憲確定） ・1996 年通信品位法（品位に欠ける、不快表現物の送信禁止。1997 年違憲確定） ・1997 年性的搾取に対する児童保護に関する法律（児童ポルノ制作等での 16 歳未満児童使用の禁止） ・1998 年性犯罪者から児童を保護する法律（刑事罰強化、プロバイダの通報義務化） ・1998 年児童オンライン保護法（有害情報への 17 歳未満児童のアクセス制限義務化。2007 年地裁違憲判断。現在も係争中） ・2000 年児童インターネット保護法（学校等でのフィルタリング措置義務化。2003 年合憲確定） ・2002 年ドット・キッズ法（13 歳未満児童に無害なサイトへの独自ドメイン付与）	・2002 年電子商取引指令の施行規則（プロバイダの責任制限）	・1997 年刑法改正（文書概念にデータ記憶装置を含む。児童ポルノの適用拡大） ・1997 年マルチメディア法、メディアサービス州際協定 ・2002 年有害表現規制の制度改革 ・2002 年青少年保護法、青少年メディア保護州際協定
---	---	--

・2006 年 アダム・ウオルシュ 児童保護安全法（児童誘引になる紛らわしい画像等の掲示禁止。性犯罪者の DNA サンプル登録義務化）	・2003 年 性犯罪法（誘引行為、児童へのポルノ閲覧、グルーミングの禁止、性的被害危険防止命令の規定）	・2005 年 刑法改正（児童ポルノの条項整理と刑罰強化）
・2008 年 Child Safe Viewing Act ・2011 年 21 世紀の児童保護法 ・2011 年 18 U. S. C. 2251 性的搾取から児童を保護する法律	・2008 年 児童保護法改正	・2007 年 制度改革（テレメディアサービスへの統一化） ・2008 年 青少年保護法改正
・2012 年 児童オンラインプライバシー保護法改正(2013 年 7 月 1 日発効)	・2012 年 ビデオ記録（ラベリング）規制	・2012 年 1 月 児童ポルノアクセス法廃案

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

1 主な施策の取組状況

④地域の環境浄化のための啓発活動の推進

・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進している。

・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を行っている。

2 取組結果に対する評価

・地域の情勢・訴求対象の特性等に応じ、有害環境浄化に関する広報・啓発活動や、都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に推進されるように、国・地方公共団体・関係団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

・スマートフォンを始めとする新たな機器・サービスが急速に浸透するなど、青少年を取り巻くインターネット利用環境が急速に変化しており、被害防止対策の観点から、インターネットの危険性及び適切な利用について、青少年や保護者等、訴求対象の特性を踏まえて広報・普及啓発を充実強化する必要がある。

・青少年インターネット環境整備推進課長会議等を効果的に連動させて開催するなど、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づく取組が効果的に推進されるよう、国における関係機関の連携・情報共有等を更に充実強化する必要がある。

・地方公共団体の先進的な取組等に係る情報を集約し、情報共有の促進等を図るなど、地域の情勢・訴求対象の特性に応じ地方公共団体等における連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

・「子どもの権利とビジネス原則」等を踏まえ、民間における自主的かつ主体的な青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備に向けた取組が一層推進されるよう、関係団体・事業者等との連携・情報共有等を充実強化する必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

・「児童ポルノ排除対策推進協議会」「公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を引き続き推進する。

・都道府県の青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度が効果的に運用されるように、青少年育成条例ホームページを整備し、都道府県の有害図書の指定状況を掲載するなど、最新の先進事例を情報提供して都道府県の取組の支援を引き続き行う。

4 参考データ、関連政策評価等

様式 1

- 「児童ポルノ排除対策推進協議会」「児童ポルノ排除対策公開シンポジウム」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」の概要等
- 都道府県条例等掲載ホームページのトップページ
- 青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）の主なポイント
- 「子どもの権利とビジネス原則」

児童ポルノ排除対策推進協議会の開催

【組織】

会長：内閣府副大臣
副会長：政府、教育、事業者及び
NPO等団体の代表者
事務局：内閣府

児童ポルノ排除対策WT

議長：内閣府副大臣
構成員：関係省庁（10府省庁）
局長級



関係団体（31団体）

- ・教育関係団体
- ・医療・福祉関係団体
- ・事業者団体
- ・NPO等の代表者

国民運動スローガン

「児童ポルノは絶対に許されない！」

基本方針

児童ポルノ排除に関する国民意識の高揚

被害防止対策の推進

インターネット上の児童ポルノ画像等の
流通・閲覧防止対策の推進

被害児童の早期発見及び支援活動の推進

【根拠】

児童ポルノ排除総合対策（平成22年7月27日、犯罪対策閣僚会議決定）

1 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

① 協議会の開催

【設立年月日】

平成22年11月22日

【目的】

児童ポルノ排除総合対策を踏まえ、官民一体となって、児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進する。

【活動】

- 活動方針の策定
- 相互の情報交換及び連携・協力
- 広報、啓発、普及等の自主的活動の推進